

平成 2 3 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価

及び計画の見直しの素案（抜粋）

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 39 番	
具体的施策	エステティック関係団体におけるエステティック衛生基準の周知・徹底、エステティック学術会議の年に1回程度の継続的な実施、フェイシャルエステティックに関する調査研究等について助言を行い、これらの成果等について、広く周知を行います。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	厚生労働省健康局生活衛生課・医政局総務課・医事課・歯科保健課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	厚生労働省設置法第4条第1項第27号
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・エステティック衛生基準の周知・徹底、1年に1回程度のエステティック学術会議の継続的な実施、フェイシャルエステティックに関する調査研究等について、適時助言を行い、その成果等について広く周知を行う。 〔参考指標〕 助言の時期、内容、公表内容・件数、公表方法、周知先における認知度
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>・エステティックを利用する消費者の健康被害の防止については、平成23年12月21日付けで消費者委員会から「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」がなされたことを踏まえ、(財)エステティック研究財団あて平成24年3月30日付け事務連絡により、当財団により策定された自主管理基準である「エステティックの衛生基準」について、当該基準の知識を修得するためのeラーニングの周知を図る等、今後ともその普及に努めるよう指示するとともに、厚生労働科学研究費補助金による「エステティックにおけるフェイシャルスキンケア技術の実態把握及び身体への影響についての調査研究」について、平成23年度までに実施された調査研究の成果等の公表に努めること等を指示した。</p> <p>なお、美容医療サービスについては、平成23年12月21日に消費者委員会から「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」がなされたことを踏まえ、平成24年2月29日開催した全国医政関係主管課長会議において、「健康被害等に関する情報の提供と的確な対応」、「不適切な表示(広告)の取締りの徹底」、「美容医療サービスを利用する消費者への説明責任の徹底」等について、依頼を行うとともに、平成24年3月23日に「消費者行政担当部局から提供された美容医療サービスに関する情報への対応について(依頼)」を各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部局長宛てに発出し、消費者行政担当部局と連携を取って対応をすること等を依頼する等の対応を行っている。</p> <p>・その他、インプラントについては、平成23年12月22日に国民生活センターから「歯科インプラント治療に係わる問題-身体的トラブルを中心に-」が報道発表されたことも踏まえ、平成23年12月26日に、各関係団体に国民生活センターの報道発表資料を情報提供し、歯科インプラント治療についての基準や治療のプロセス等の周知等を検討していただくように依頼を行うとともに、</p>

	<p>平成 24 年 1 月 16 日に、ガイドラインの作成を最終目標にした厚生労働省受託事業「歯科保健医療情報収集事業」の第 3 回インプラント班会議にて、再度、国民生活センターの報道発表資料を情報提供し、事業の迅速化を依頼し、</p> <p>平成 24 年 2 月 29 日開催した全国医政関係主管課長会議において、「歯科医療の安全に努めてほしい」と要請する等の対応を行っている。</p>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<p>・平成 24 年度以降も引き続き、エステティック衛生基準の周知・徹底、1 年に 1 回程度のエステティック学会議の継続的な実施、フェイシャルエステティックに関する調査研究等について、適時助言を行い、その成果等について広くの周知を行う。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 39 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 58 番	
具体的施策	有料老人ホーム等に係る表示の適正化、入居契約の適正化、関係法令の遵守等について、都道府県に対して指導の徹底を要請します。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	厚生労働省老健局高齢者支援課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	老人福祉法第29条
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・有料老人ホーム等に係る表示の適正化、入居契約の適正化、関係法令の遵守等について、平成22年度の実施状況を踏まえ、必要に応じて都道府県等に対して指導の要請を行う。 〔参考指標〕
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・入居契約の適正化に関して、老人福祉法を改正し、 家賃、敷金、介護等のサービス費用を除き、権利金等を受領してはならないこと 入居後一定期間に契約解除等が行われた場合に、前払金の返還を義務づけること とし、平成24年4月1日より施行された。 なお、法改正等の内容に関しては、全国厚生労働関係部局長会議(平成24年1月19日開催)及び全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議(平成24年2月23日開催)において、制度の周知を図った。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成22年12月17日に内閣府消費者委員会より「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議」を受け、短期解約特例制度(いわゆる90日ルール)についての法制化・明確化に対し、老人福祉法の改正(平成24年4月1日施行)を行い、対応を図ったところである。今後は適切な法施行が行われるよう、都道府県等に対し、指導の徹底を要請していきたい。
備考	

「消費者基本計画」の見直し(案)

施策番号 58 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。(法改正を行うとともに周知を行うこととした。)

【関連予算】(単位:百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 110 番	
具体的施策	加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁、法務省
実施時期	平成23年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得た上、平成24年常会への法案提出を目指します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者制度課、法務省民事局参事官室
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	消費者庁及び消費者委員会設置法附則第6項
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成23年度の実施予定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集团的消費者被害回復に係る訴訟制度について、平成23年夏に取りまとめられた「集团的消費者被害救済制度専門調査会」報告及び消費者委員会の意見を踏まえ、平成24年常会への法案提出を目指して検討を行う。 ・消費者の財産被害に係る行政手法について、庁内検討チームにおいて検討を行い、平成23年夏までに検討結果の取りまとめを行う。また、当該取りまとめを踏まえ、各論点に応じた専門性を有する有識者等からなる研究会を開催し、法制的な検討も含めた議論を行う。 <p>[参考指標]</p> <p>「集团的消費者被害救済制度専門調査会」への出席及び資料等の提供回数、「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」及び「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」の開催回数</p>
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>[実施状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年10月から「集团的消費者被害救済制度専門調査会」において、訴訟制度を中心とした被害救済制度の在り方についての調査・審議が行われ(平成23年度は6回開催)、消費者庁は全回出席し、制度設計上の論点についての考え方を整理した資料を作成し提供した。 ・平成23年8月に、同専門調査会報告書が取りまとめられ、同報告書を受けて消費者委員会から「幅広く関係者から意見を聴取した上で、速やかな立法化を目指して検討作業を進めること」等を内容とする意見が提出された(「集团的消費者被害救済制度の今後の検討に向けての意見」(平成23年8月26日))。 ・消費者庁において、それらを踏まえて、制度の具体的な仕組みについて検討を進め、平成23年12月に「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」について意見募集(意見募集期間:平成23年12月9日~28日)を実施した(意見提出者数:214(団体・個人))。 ・平成23年12月13日に、「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」について消費者委員会に説明を行った。 ・上記意見募集の結果等を踏まえ、集团的消費者被害回復に係る訴訟制度について、平成24年常会への法案提出を目指して検討を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年12月に「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」を発足し、以後9回会議を開催し(平成23年度中に4回開催)、平成23年8月に取りまとめを行った。 ・平成23年8月19日に、上記取りまとめについて、「集团的消費者被害救済制度専門調査会」に報告を行った。同専門調査会報告書を受けて消費者委員会から「集团的消費者被害の救済・抑止をより効果的に行うために

	<p>は、行政的手法を活用することが不可欠であることから、引き続き、取り組むべき課題について検討を進めること」等を内容とする意見が提出された（「集团的消費者被害救済制度の今後の検討に向けての意見」（平成 23 年 8 月 26 日））。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 10 月に「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」を発足し、以後 5 回開催し（平成 24 年 3 月末現在）、「財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置」や「財産の隠匿・散逸防止策」及び「行政による経済的不利益賦課制度」について議論を行った。 ・平成 23 年 12 月に「財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置」について取りまとめを行い、当該取りまとめを踏まえ、平成 24 年 2 月 14 日に、重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入や消費者被害の発生・拡大防止に資する情報の関係機関への提供等を内容とする「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。 ・平成 23 年 12 月 21 日に、上記取りまとめについて消費者委員会に報告を行った。 <p>[評価]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集团的消費者被害回復に係る訴訟制度について、平成 23 年 8 月にまとめられた「集团的消費者被害救済制度専門調査会」報告及び消費者委員会意見や平成 23 年 12 月に実施した意見募集の結果を踏まえ、平成 24 年常会への法案提出に向けて、制度の具体的な仕組みについて検討を進めることができた。 ・「財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置」や「財産の隠匿・散逸防止策」及び「行政による経済的不利益賦課制度」について、「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」及び「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」の開催により、検討を進めることができた。 ・上記「消費者安全法の一部を改正する法律案」における重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置に関する規定は、消費者の財産被害の発生・拡大防止に資するものである。また、同法律案における関係行政機関等への情報提供に関する規定は、金融機関によるいわゆる振り込め詐欺救済法に基づく犯罪利用預金口座の凍結を通じて、「財産の隠匿・散逸防止」にも資するものである。
<p>今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集团的消費者被害回復に係る訴訟制度について、平成 24 年常会への法案提出を目指し検討を行う【 P 】。 ・また、「財産の隠匿・散逸防止策」及び「行政による経済的不利益賦課制度」のさらなる課題については、「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」において引き続き検討を行う。
<p>備考</p>	

「消費者基本計画」の見直し（案）

<p>施策番号 110 番</p>	
<p>具体的施策</p>	<p>変更なし</p>
<p>担当省庁等</p>	<p>変更なし</p>
<p>実施時期</p>	<p>一部実施済み^(注 110 - 1)。 集团的消費者被害回復に係る訴訟制度について、平成 24 年常会への法案提出を目指します【 P 】。 財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度について検討を行い^(注 110 - 2)、平成 24 年度中を目途に取りまとめます。</p>

(注 110 - 1) 平成 24 年 2 月 14 日、重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入や消

費者被害の発生・拡大防止に資する情報の関係機関への提供等を内容とする「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会に提出。

(注 110 - 2)「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」において検討。

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	集団的消費者被害救済制度の導入	12	12

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 127 番	
具体的施策	適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保、情報面における支援措置その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	平成 24 年 9 月までに実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者制度課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	消費者庁及び消費者委員会設置法附則第 5 項
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 23 年度の実施予定]</p> <ul style="list-style-type: none"> 適格消費者団体からヒアリングを行い、その結果を踏まえ、具体的な支援策について検討する。また、消費者団体訴訟制度の周知・広報を引き続き行うほか、適格消費者団体における認定 NPO 法人制度に関する理解を深め、同団体における認定申請を促す。 <p>[参考指標]</p> <p>適格消費者団体との意見交換回数、認定 NPO 法人の認定を受けた適格消費者団体数</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>[実施状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者団体訴訟制度導入時から、適格消費者団体の活動紹介及び消費者団体訴訟制度の周知・普及を継続的に実施。平成 23 年度においては、消費者団体訴訟制度に関するパンフレットを改訂し、関係省庁、都道府県、政令指定都市、消費生活センター等に配布した(3,311 箇所)に約 39,000 部配布)。また、消費者団体訴訟制度フォーラムを福岡、大阪にて開催した。 NPO 法の改正(平成 23 年 6 月)により、「認定 NPO 法人」の認定要件が緩和されたことを受け、適格消費者団体が認定 NPO 法人として認定され、団体に対する寄附金について税制優遇措置を受けることができるように、同制度の周知等を行った。 適格消費者団体の活動や制度等の周知等を行うための新たな経費を平成 24 年度予算に計上した。 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について、一定の要件を満たした適格消費者団体が訴訟追行主体として想定されており、当該団体が業務遂行に係る費用等を得られるよう措置する方向で検討。 <p>[評価]</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者団体訴訟制度について、パンフレットの配布や消費者団体訴訟制度フォーラムの開催により、同制度及び団体の活動について、より周知を図ることができた。 「認定 NPO 法人」制度についての周知を図り、新たに 1 団体が認定 NPO 法人に認定された。また、今後、認定 NPO 法人への認定を目指す団体が申請手続を進めていくための情報交換を効果的に行うことができた。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度予算を執行し、適格消費者団体の活動や制度等に関する周知を行うとともに、引き続き、必要な支援策について検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し(案)

施策番号 127 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み。 ^(注127) 考えられる支援の在り方について、引き続き検討します。

(注 127) 平成 24 年度予算として、適格消費者団体の活動や制度等に関する周知を行うための経費を計上。

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 80 番	
具体的施策	景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図ります。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁表示対策課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	不当景品類及び不当表示防止法 消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第14号
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。 〔参考指標〕 処理内容・件数、処理期間
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・消費者による自主的かつ合理的な商品・サービスの選択を確保する観点から、商品又はサービスの品質等の内容や価格等の取引条件について誤認を与えることにより消費者の適正な選択を妨げる不当な表示に対して、景品表示法に基づいて厳正に対処すること、及びそのための体制の拡充を図ることは必要不可欠である。 ・平成23年度は、前年度に引き続き、食品表示に係る不当表示等、国民生活に広く影響のある、また、一般消費者の関心の高い分野において措置命令を行い、消費者の適正な選択確保に資する有効な法執行が行われた。平成23年度においては、28件の措置命令が行われ、これらの事案は平均約180日の期間で処理された。 ・また、都道府県・公正取引委員会とのブロック別連絡会議を開催することにより、景品表示法の執行機関間における連携強化が図られ、有効に執行体制の拡充を図ることができた。さらなる連携強化に向けて、平成24年度の稼働を目指し、景品表示法執行NETシステムの構築を行った。 ・さらに、景品表示法違反被疑事件調査を行う非常勤職員を採用したことは、同事件調査体制の拡充に有効であった。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 80 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	告示・運用基準の制定・改廃関係	2	2
	電子商取引表示監視調査システム関係	3	3
	商品・サービスの表示に関する実態調査関係	19	19
	景品表示法等に関する相談・普及関係	4	4
	景品表示法情報ネットワークの構築	22	22
	景品表示法違反事件調査関係	59	59